

第 1 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和 7 年 4 月 1 0 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和7年度 第1回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年4月10日（木） 午後2時00分

2 開催場所 鹿角市役所 第1委員会室

3 出席委員 （13名）

1 番

2 番

3 番

4 番

5 番

6 番

7 番

8 番

9 番

10 番

11 番

12 番

13 番

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

第1 開 会

第2 会長挨拶

第3 会務報告

第4 議事録署名委員の選出

第5 議案審議

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明申請について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

議案第5号 令和7年度最適化事業の目標設定等について

第6 その他

第7 閉 会

6 事務局職員

主 幹

主 任

7 議事録署名委員 12番

1 番

8 会議の概要

事務局	修礼、礼。ご着席願います。 ただいままでの出席委員数のご報告を申し上げます。委員13名中の、12名の出席です。2番の委員は遅れての到着ということでご連絡をいただいております。したがって、本会議は成立といたします。 それでは、ただいまより令和7年度の第1回総会を開催させていただきます。 開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いします。
会長	【挨拶】

事 務 局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この後の進行につきましては、会長よりお願いいたします。</p>
議 長	それでは、事務局より会務報告をいたします。
事 務 局	【会務報告の資料を基に説明】
議 長	会務報告ですので、ご了承方よろしくをお願いいたします。
議 長	次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	異議ないようですので、私から指名させていただきます。
	1 2 番の委員、そして1 番の委員を指名いたします。
	なお、本日の会議書記には事務局職員の主幹と主任を指名いたします。
	どうかよろしくをお願いいたします。
議 長	それでは、最初に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	<p>議案の2ページをお開きください。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知が別紙各号のとおりであったので、これを報告します。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。</p> <p>3ページをお開きください。</p> <p>第18条第6項</p> <p>【受付番号1番から3番を議案書を基に説明】</p>
議 長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ありましたらご発言願います。
委 員	何かございませんか。
委 員	受付番号1番ですけれども、所有者が保全管理を行うためと書いているが、これ実際は〇〇〇ファームがやりたいから断ったとか。
事 務 局	そういうことではないです。賃金の関係で条件が合わなかったため、本人がやるということです。
委 員	賃金で合わなかったから。ありがとうございます。
議 長	ほかには何かございませんか。よろしいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように承認します。
議 長	次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	<p>議案の4ページをお願いします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求め</p>

		ます。
		農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。
		5 ページをお願いします。
		第3条
		【受付番号1番を議案書を基に説明】
議	長	ただいま1番について、委員案件ですので、こちらを先にご審議いただきたいと思います。
		います。何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。
委	員	現地確認した者ですけれども。
議	長	現地調査の補足があればひとつご発言いただきたいと思います。
委	員	確認いたしましたけれども、今事務局がお話ししていた啓翁桜のハウスということで、今ある事務所の向かいで、啓翁桜の栽培を行っている農地に隣接しており間違いなく支障はありません。
議	長	そうですか。
		ほかの委員より何かございませんか。
委	員	ちょっとよろしいですか。8番です。
		この持ち主の財務省なんですが、こういう土地を売買するとき、例えばこの財務省が売りたいから、売りたいという報告は、何か月か時間がかかると思うのだが、いきなりお前借りていたからあなたに売るっていうことができるのかどうか。
事	務	局
委	員	過去に売買した方の話では、時間が掛かると聞いています。
		赤道的なものも、財務省で扱っているのがあると思いますが、それは申請出せば譲ってもらえるのか。
事	務	局
		赤道とか青道であれば、市の財政課が所管しているのでそちらに聞くことになります。
		例えばもう赤道とか青道に物が建っている、機能がないというのであれば、市が取得していないので、土地の所有者は国です。
		それであれば、財務事務局に相談していただければと思います。
委	員	どういう段取り組んだのかって、ちょっと参考までに聞かせてもらったので。
		秋田市までいくの。
事	務	局
		そうです。だから、結局土地家屋調査士にやはりみんな依頼して手続してもらっているようです。機能がないものについては秋田市まで行かなければなりません。
委	員	生活雑排水のところに流している方もたまにいらっしゃる。
事	務	局
		それはちゃんと機能があるのでいいのですけれども、その機能をなくし、もう家が建っているとか、それはもう機能がないので、それはもう取得しなければならないと思います、本来は。機能がある、水を流すとか道として歩けるのであれば取得はできない可能性が高いのですけれども、本当に家が建っているとかであれば機能がないということで、取得しなきゃ本来はないと、それか家を壊すか。
委	員	よっぽどじゃないと赤道とか青道は、払い下げは。
事	務	局
		基本的には、赤道の払い下げはないと思います。
委	員	もう既に物が建っている、機能していない、それは上下の人たちが認めているとい

		う同意書とか集めて、その上で申請とか相談とかっていう形になっていくはずです。確かそのぐらいしても半年から1年かかっていたと思います。
事 務 局		赤道の場合は人が通る、もうその人しか使わないって限定でできればいいと聞いております。
委 員		私が経験した案件では、上も下も同じそういう土地で、その人が売りたいのだけれども、真ん中に昔あった道路があったが、今は全く機能していないというのを……
委 員		六か月ぐらいでできればいいね。
議 長		他の委員は何か補足ありますか。（「いえ、全く」の声あり）よろしいですか。それでは、皆さんもご異議ございませんか。
委 員 一 同		（「異議なし」の声）
議 長		それでは、ご異議ないようですので、本案を許可することに決定いたします。それでは、次を説明願います。
事 務 局		第3条
		【受付番号2番を議案書を基に説明】
議 長		ただいま説明が終わりましたが、こちらでも現地調査に行った委員より何か補足があればご発言いただきたいと思います。
委 員		先ほど事務局から説明があったとおり、全く支障はありません。
議 長		それから、もうお一方、どうですか。
委 員		事務局の説明どおり、支障はございませんでした。
議 長		ご苦労さまでした。それでは、ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。
委 員 一 同		（「なし」の声）
議 長		ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委 員 一 同		（「異議なし」の声）
議 長		そのように決定します。
		それでは、3番から、事務局、説明を願います。
事 務 局		第3条
		【受付番号3番から12番を議案書を基に説明】
議 長		説明が終わりましたが、こちらでも現地確認に行った委員より何か補足があればご発言いただきたいと思います。
委 員		私の担当いたしましたナンバー3番と4番、それと11番ですけれども、現在も耕作されており、管理されている土地でして、全く問題がないです。
議 長		それから、もうお一方、どうですか。
委 員		同じく3番、4番、11番の農地に現地確認に行きましたけれども、耕作された跡があり、他に支障がないと思いました。
議 長		ご苦労さまでした。
		それから、次の方どうですか。
委 員		私の担当したのは5番と7番ですけれども、どちらも利用されて、特に問題ありませんでした。
議 長		ご苦労さまでした。

委員	それから、どうですか。
議長	私が担当したところは6番と、それから8番と、9番と、10番と、12番とありましたけれども、これといって特別支障はありませんでした。
委員	それから、もうお一方。どうですか。
議長	受付番号の6番、8番、9番、10番、12番を見てきましたが、事務局の言うとおり支障はございませんでした。
委員一同	それでは、ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。ございませんか。
議長	よろしいですか。
委員一同	(「なし」の声)
議長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議長	そのように決定します。
議長	次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案の9ページをお願いします。
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。
	農地法第5条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。
	農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。
	10ページをお願いします。
	第5条
	【受付番号1番を議案書を基に説明】
議長	ただいま説明が終わりましたけれども、こちらで現地調査に行った委員より補足があればご発言いただきたいと思います。
委員	申請者の農作業機械等を置いている場所を確認したところ、機械等がたくさんありました。
	若い人だから、こういう大々的な設備しているわけだから、一所懸命頑張ってもらいたいと思います。支障なしと認めます。
議長	もうお一方、どうですか。
委員	支障ございませんでした。
議長	ご苦労さまでした。
	ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。
	よろしいですか。
委員一同	(「なし」の声)
議長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議長	そのように決定します。
議長	次に、議案第3号 非農地証明申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案の11ページをお願いします。

		<p>議案第 3 号 非農地証明申請について。</p> <p>非農地証明申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。</p> <p>1 2 ページをお願いします。</p>
議 長		<p>非農地証明申請</p> <p>【受付番号 1 番を議案書を基に説明】</p> <p>ただいま 1 番の委員案件の説明が終わりましたが、何かご質問があればご発言いただきたいと思います。</p> <p>まず、現地確認に行った委員より補足があればご発言いただきたいと思います。委員、どうですか。</p>
委 員		位置図のとおり森林、山林だったので、妥当だと思いました。
議 長		ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。
委 員		すみません、〇〇ってどの辺なんですか。
議 長		説明願います。
事 務 局		〇〇山までいかないところにある集落です。
委 員		この真ん中の道路はどこに行くの。
事 務 局		〇〇の道路です。そこをまっすぐ行ったところになります。
委 員		ありがとうございます、勉強になりました。
議 長		よろしいですか。
委 員 一 同		(「なし」の声)
議 長		それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委 員 一 同		(「異議なし」の声)
議 長		そのように決定します。
		それでは、2 番から説明願います。
事 務 局		1 2 ページからお願いします。
		<p>非農地証明申請</p> <p>【受付番号 2 番から 4 番を議案書を基に説明】</p>
事 務 局		説明が終わりましたが、こちらでも現地調査に行った委員より補足があればご発言いただきたいと思います。
委 員		この写真の中の場所には、到底車でも人でも行けるような状態ではないので、写真で確認しましたし、現地の下まで行きましたけれども、ほとんどが山林になっていましたので、現況はそのとおりだと認識して問題ないと思います。
議 長		ご苦労さまでした。
委 員		同じく写真で確認させていただいたんですけれども、妥当だと思いました。
議 長		それから、3 番について、委員はどうですか。
委 員		事務局から説明あったとおりですけれども、行けないよって言われたけれども、途中まで、好奇心が強いから行ってみました。でも、災害復旧工事が不可能なところだということで、私もあきらめて、戻って、〇〇農免を走ってみました。

議 委 議	長	ということで、支障ないと、妥当だと思います。
	員	他の委員はどうですか。
議 委	長	委員からあったように、現地は見るができなかったです。写真のほうで確認したところ、支障ございませんでした。妥当でございます。
	員	これ、このこういう農地というのは、畑も田んぼもやはり非農地にするべき場所にもうなっている感じですか。
議 事 務 局	長	どうぞ。
	員	いいですか。
議 委 議	長	いずれ、このラインですけれども、最終的にはもう農地にはちょっとなれないのかと思うので、少しリストアップしてもらって、山に返すような方向性をつくってもらえればいいのかと思っています。
	員	事務局、面倒をかけますけれども、いいですか。
議 委 議	長	大丈夫です。
	員	それから、4番について、委員はどうですか。
議 委 議	長	私も写真で確認したしたが、妥当だと思います。
	員	ご苦労さまでした。
議 委 議	長	ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。
	員	4番の通称〇〇〇〇〇〇というところで、私も数十年前に耕作しておりましたが、道の斜面が崩れて軽トラでも通行できない状態です。そのため、何度か斜面の補修を行いました。何度も崩れており、耕作を諦めたところで、周囲も同様に耕作されておりません。
議 委 議	長	この、下のほう。
	員	そうです。
議 委 議	長	現在は道路の反対側を耕作しています。
	員	気をつけてまず耕作してください。
議 委 議	長	ほかには何かご意見ございますか。よろしいですか。
	員	(「なし」の声)
議 委 議	長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
	員	(「異議なし」の声)
議 委 議	長	そのように決定します。
	員	
議 事 務 局	長	次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、事務局の説明を求めます。
	員	議案第4号です。
議 事 務 局	長	農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について。
	員	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。
議 事 務 局	長	農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。
	員	15ページをお開きください。
議 事 務 局	長	農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見
	員	

議 長	<p>【受付番号 1 番から 1 5 番を議案書を基に説明】</p> <p>説明が終わりました。こちらの件に関しまして、何かご質問等ありましたらご発言願います。よろしいですか。</p>
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	<p>それでは、次に議案第 5 号 令和 7 年度最適化事業の目標設定等について、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>最後のページ、20 ページを御覧ください。</p> <p>議案第 5 号 最適化事業の目標設定等について。</p> <p>(資料を基に説明)</p>
議 長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何か聞きたいことございませんか。</p>
委 員	<p>資料の表記に気になるところがあるが。</p> <p>(資料について質問)</p>
事 務 局	<p>こちらは小数点入れて県と国のほうに出したことがあるのですが、直してくださいと。</p>
委 員	<p>合わなくていいということですか。</p>
事 務 局	<p>端数の関係は、向こうでは処理しないと言われまして、要は数字、これ数字は小数点で入れているのです。直しちゃいけないそうです。</p>
委 員	<p>確認でした。</p>
議 長	<p>ほかには、何か聞きたい点ございませんか。</p>
委 員	<p>この総合活動農業経営体数というのはどういう形であれしているの。</p>
事 務 局	<p>その数のほうは、令和 5 年度の農業センサスの結果、数字に、5 年度の。こちらで言うところの経営体数っていうところで、経営体としての項目で拾われている、項目が認定農家とか基本構想水準者とかっていう形で、ピンポイントで設定されているため、総の数より絶対的に下回ります。</p>
委 員	<p>入っていない。</p>
事 務 局	<p>入っていないです。そのため、もう数字が全然違います。</p>
委 員	<p>認定農業者数はどういうふうになっていますか。</p>
事 務 局	<p>やっぱり減ってきてはおります。昨年度が 178 くらいでしたので、4 人ほど減ってはいます。そうすると、下の準到達者のほうにスライドしてくるはずなので。</p>
委 員	<p>なるほど。</p>
事 務 局	<p>要は、能力はあるけれども更新するのを忘れているとか、そういうパターンの方がいると思います。</p>
委 員	<p>結構、農業者も苦しくて、前は認定を受けていたが、あまり意味がないから、若い人は認定農業者の認定を受けていない方が結構いると思う。</p>
事 務 局	<p>でも、やはり稼いでいるので。</p>
委 員	<p>これは年齢制限はないと思ったが。</p>

事 務 局	無いです。年間取得目標はあります。
委 員	目標が高いと思うが。
事 務 局	しかし、年齢制限はなく、年間取得目標を超えていれば申請できます。
委 員	新規参入とかって大変だよな。
事 務 局	そうですね。
	認定新規就農者でも経営が厳しい方もいると聞いています。
委 員	結局、新規でやるために、資本が無ければ、金が無いと何とにもっちもさっちもいかないと思う。
事 務 局	やはり物価高の影響で。
委 員	その年の年間取得目標に到達できるか。そういうことだな。
委 員	だからといって、いきなり金借りて、自分で土地借りて、いきなり動くっていう人はまずいないと思う。
事 務 局	やる品目にもよると思います。
	キュウリは農業者の数が多いため、周りに助けてくれる人が結構います。
委 員	もう、その年に一緒に上がるからね。
事 務 局	でも、果樹等の耕作を希望する方も来るのですが、初期費用が高い等、様々な要因があり、中々難しいと聞いています。
議 長	ほかに何か聞きたいことはないですか。よろしいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
	以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。